様式１－２－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　評価の概要様式

平成 30 年 8 月 7 日（火）
内閣府北方対策本部

＜資料３－２＞

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第３期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成 25～29 年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		内閣総理大臣		
	法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官
	評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長
主務大臣		内閣総理大臣及び農林水産大臣		
	法人所管部局	内閣府北方対策本部 水産庁漁政部水産経営課	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官　齊藤　　馨 水産庁漁政部水産経営課長　清水浩太郎
	評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課 農林水産省大臣官房広報評価課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長　河田　浩樹 農林水産省大臣官房広報評価課長　前田　剛志

３．評価の実施に関する事項
独立行政法人北方領土問題対策協会の自己評価に対して、有識者の意見を踏まえつつ「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」（平成 27 年６月 12 日内閣総理大臣決定）に基づき、主務大臣の評価を実施した。また、評価の点検を行うに際しては、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立研究開発法人審議会水産部会を開催し、意見を聴取した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし

様式１－２－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　総合評定様式

１．全体の評定		
評定 （S、A、B、C、D）	B：全体として概ね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	（参考：見込評価）※期間実績評価時に使用 B
評定に至った理由	評価基準に基づき、項目別評定は 17 項目中、Bが 16 項目であること及び全体の評定に影響を与える事象の程度等を考慮し、Bとした。	

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体として概ね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。特に第３期中期目標期間においては、戦後 70 年の節目の年に、全国の大学生等を北方領土隣接地域に集め、元島民も交えたグループディスカッションなど北方領土を直に見て北方領土問題について主体的に考えてもらう機会とした「戦後 70 年北方領土問題を考える集い」、平成 28 年 12 月に長門・東京での日露首脳会談が行われることを踏まえた集中啓発事業の実施など、時機を捉えた積極的な啓発事業を行った。若年層を念頭においた情報発信ツールとして北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターを開設するなど、第４期中期目標にも示した若年層への情報発信の徹底強化の基礎となる新たな取組にも着手した。また、平成 29 年度に、日露両首脳の合意に基づく初めての航空機による特別墓参を実施主体として実現させ、元島民の身体的な負担を軽減する方途を切り拓いた。旧漁業権者等への低利融資については、介護施設入居費・福祉車両購入資金等、介護に係る資金を新たに融資メニューとするなど、法目的や高齢化等の社会情勢の変化等を踏まえ、第３期中期目標において強く求めていた融資メニューの必要な見直しを行った。その他、業務経費及び一般管理費の経費削減についても所期の数値目標を達成するなど、業務運営の効率化等にも努めた。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	平成 29 年度において、元嘱託職員から時間外労働の未払賃金請求を受け、未払賃金を支払うという事案が発生したことから、内部統制の項目別評定はCと評価した。当該事業を受けて、嘱託職員に係る超過勤務手当等について疑義が生じないよう必要な規程の改正を行い、再発防止に努めたことが認められたことから、全体の評価を引き下げるまでには至らないものと判断した。

３．課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	第４期中期目標においては、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目を中心に、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」を踏まえたアウトカムに着目した目標設定をしている。業務内容や資源配分の見直しを行い、各目標の実現に向けた業務の遂行が必要である。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－２－３　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書№.	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
（１）国民世論の啓発									
①　北方領土返還要求運動の推進	A	B	B	B	B	B	B	Ⅰ-(1)-①	
②　青少年や教育関係者に対する啓発の実施	A	B	B	B	B	B	B	Ⅰ-(1)-②	
③　北方領土問題にふれる機会の提供	A	B	B	B	B	B	B	Ⅰ-(1)-③	
（２）北方四島の交流事業	A	B	B	B	B	B	B	Ⅰ-(2)	
（３）北方領土問題等に関する調査研究	A	B	B	B	B	B	B	Ⅰ-(3)	
（４）元島民の援護	A	B	B	B	B	B	B	Ⅰ-(4)	
（５）北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	A	B	B	B	B	B	B	Ⅰ-(5)	

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書№.	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
一般管理費の削減	A	B	B	B	B	B	B	Ⅱ-1	
業務経費の効率化	A	B	B	B	B	B	B	Ⅱ-2	
人件費の適正化	A	B	B	B	B	B	B	Ⅱ-3	
一般競争入札の実施	A	B	B	B	B	B	B	Ⅱ-4	
内部統制	A	B	B	B	C	B	C	Ⅱ-5	
運営費交付金金額策定	A	B	B	B	B	B	B	Ⅱ-6	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
一般業務勘定	―	―	―	―	―	―	―	Ⅲ-1	
貸付業務勘定	A	B	B	B	B	B	B	Ⅲ-2	
Ⅳ．その他の事項									
重要な財産の処分等に関する計画	A	B	B	B	B	B	B	Ⅳ-1	
剰余金の使途	B	B	―	―	―	―	―	Ⅳ-2	
施設及び整備に関する計画			―	―	―	―	―	Ⅳ-3	
人事に関する計画	A	B	B	B	B	B	B	Ⅳ-4	
中期目標期間を超える債務負担	―	―	―	―	―	―	―	Ⅳ-5	
情報セキュリティ対策	A	B	B	B	B	B	B	Ⅳ-6	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
　難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。
　平成25年度業務実績評価は改正前の独立行政法人通則法に基づき、独立行政法人評価委員会による評価が行われていたため、単純比較はできない。

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―（１）－①	北方領土返還要求運動の推進		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

２．主な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
事業等の回数	年間 100 回以上	148 回	144 回	146 回	143 回	151 回	150 回
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			588,600	527,644	518,574	539,990	524,439
決算額（千円）			598,034	489,439	452,777	442,725	426,571
経常費用（千円）			578,574	477,746	438,070	435,999	423,403
経常利益（千円）			―	―	―	―	―
従事人員数			3 人	2 人	4 人	4 人	4 人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価（見込評価）	主務大臣による評価（期間実績評価）
	幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等において適切になされるよう引き続き、全	幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等におい	＜主な定量的指標＞ 北方領土返還要求全国大会を始め、各種事業等を年間 100 回以上開催したか ＜その他の指標＞ 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣したか 都道府県推進委員全国会議等の会議を開催したか 助成の支援条件、審査方法は	＜主要な業務実績＞ ○県民会議等が実施する事業への支援実績について 支援状況については、北方領土返還要求全国大会の開催、県民会議、北連協等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行い、毎年度、100 回以上の水準を維持した。 ※支援状況 平成 25 年度：144 回 内訳：県民大会 34 回 研修会、講演会 18 回 キャラバン・署名活動等 35 回 パネル展 43 回 北連協等が行う啓発事業 14 回 平成 26 年度：146 回 内訳：県民大会 35 回 研修会、講演会 23 回 キャラバン・署名活動等 37 回 パネル展 41 回 北連協等が行う啓発事業 10 回 平成 27 年度：143 回 内訳：県民大会 35 回 研修会、講演会 19 回 キャラバン・署名活動等 37 回 パネル展 41 回 北連協等が行う啓発事業 11 回 平成 28 年度：151 回 内訳：県民大会 35 回 研修会、講演会 19 回 キャラバン・署名活動等 43 回 パネル展 43 回 北連協等が行う啓発事業 11 回	評定　B ＜評定に至った理由＞ 事業実施の支援については、各都道府県に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議や民間団体等で組織される北連協等が実施する事業に対する支援を、毎年度、中期目標等に定められた年間 100 回以上の水準を維持していることから、計画を着実に遂行しており、返還運動への寄与が認められる。なお、各種事業の支援においては、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心掛け、効率的、効果的な事業実施が行われるよう、事業内容、規模、過去の実績等が支援条件に合致しているかを確認していることが認められる。 更に、平成 28 年度においては、平成 28 年 12 月の日露首脳会談が行われることを踏まえ、政府、県民	評定　B ＜評定に至った理由＞ 事業実施の支援については、各都道府県に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議や民間団体等で組織される北連協等が実施する事業に対する支援を、毎年度、中期目標等に定められた年間 100 回以上の水準を維持していることから、計画を着実に遂行しており、返還運動への寄与が認められる。なお、各種事業の支援においては、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心掛け、効率的、効果的な事業実施が行われるよう、事業内容、規模、過去の実績等が支援条件に合致しているかを確認していることが認められる。

都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は 100 回以上を維持する。また、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討するものとする。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況や、実施事業の啓発効果について前中期目標期間に検討した新たな指標も活用して把握するとともに、北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかも含め、これらの結果を活用して、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。

また、保有すて適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。更に、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も適切か

各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施したか

啓発事業の効果について事業実施団体から報告を受けたか

アンケートを踏まえ国民の関心度等を測定・分析したか、また、分析の上で啓発活動の改善のために検討したか

都道府県推進委員全国会議等の各種会議の目的を達成することができたか

推進委員制度等を活用した情報共有の効果はあるか

北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に活用されたか

＜評価の視点＞

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強く国民運動を展開する上で資するものか

平成 29 年度
150 回 内訳：県民大会 35 回 研修会、講演会 20 回 キャラバン・署名活動等 31 回 パネル展 54 回 北連協等が行う啓発事業 10 回

（備考）キャラバン・署名活動等には、各県民会議の協力により実施した８月、２月（平成 28 年度においては集中啓発事業の分も含む）の懸垂幕掲出事業の回数が、それぞれ１回の実績として含む。

支援条件として、返還要求運動の事業内容が、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという政府の北方領土問題への基本的立場に合致していることとし、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が支援条件に合致しているかを確認している。

また、支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体から、参加人数、参加者の反応、事業における新たな取組状況などを記載する事業実施報告書の提出を受け、事業の効果を適切に把握するよう努めた。

全国の県民大会や講演会等の参加者数と、当該参加者から県民会議が収集した署名数は下記のとおりであり、返還運動を推進した。

	参加者	署名数
平成 25 年度	約 9,500 人	約 520,000 件
平成 26 年度	約 9,700 人	約 537,000 件
平成 27 年度	約 10,600 人	約 206,000 件
平成 28 年度	約 10,200 人	約 803,000 件
平成 29 年度	約 9,900 人	約 460,000 件

今中期計画期間中に検討を行った民間企業と連携した啓発活動については、平成28 年末に山口及び東京で開催された日露首脳会談を受けて注目された北海道道東地域への観光客の増加予想を好機と捉え、道東地域を始めとする民間企業へ協力要請を行い、観光案内所、バスターミナル等への啓発ポスターの掲示や、バス車内等への啓発パンフレットの設置などの協力が得られた。

○統一的アンケートの実施結果について

関心の深まりは、80%以上の水準を保っているが、若年層や女性の参加者を増加させることが、今後とも課題であることから、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を活用したキャラクターグッズ等の制作・配布を行い、各事業において、親しみやすい啓発活動の実施を行った。

会議と連携の上、啓発イベントでの呼び掛け、街頭ビジョンによる広報、懸垂幕の掲出、啓発グッズの作成・配布、SNS による呼び掛けなどの北方領土集中啓発事業を実施し、外交交渉の一助になるよう、返還運動の更なる盛り上げを図ったことが認められる。

また、統一的なアンケート調査の実施等により、20～30 代の参加者、女性の参加者を増加させることが課題であると分析し、例えば、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」の活用を推進し、親しみやすい啓発活動を実施するなど、これらの参加者の増加を図り、より効果的な返還要求運動の推進に向けて取り組もうとしている姿勢が認められる。

推進委員等に関しては、彼らを活用した各地域間の情報共有や啓発活動の改善に向けた努力も認められる。

また、県民会議等が実施する事業等への研究者、実務家、元島民等を講師としての派遣実績も認められる。

都道府県推進委員全国会議等の会議についても計画通り開催されており、これらの会議等においてはおおむね高い評価を得ており、高い意義があることが認められる。

北方館等の啓発施設については、「北方領土を目で見る運動」を推進して、大型映像ビジョンの設置等を行うなど北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうよう努めたほか、「意見箱」に寄せられた来館者を対象としたアンケートでも来館者の多く（25 年度：92.9%、26 年度：94.7%、27 年度：

特に、平成 28 年度においては、平成 28 年 12 月の日露首脳会談が行われることを踏まえ、政府、県民会議と連携の上、啓発イベントでの呼び掛け、街頭ビジョンによる広報、懸垂幕の掲出、啓発グッズの作成・配布、SNS による呼び掛けなどの北方領土集中啓発事業を実施し、外交交渉の一助になるよう、返還運動の更なる盛り上げを図ったことが認められる。

更に、道東地域を始めとする民間企業へ協力要請を行い、観光案内所、バスターミナル等への啓発ポスターの掲示や、バス車内等への啓発パンフレットの設置などの協力を得ており、啓発活動における新たな連携構築への取組が認められる。

また、統一的なアンケート調査の実施等により、20～30 代の参加者、女性の参加者を増加させることが課題であると分析し、例えば、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」の活用を推進し、親しみやすい啓発活動を実施するなど、これらの参加者の増加を図り、より効果的な返還要求運動の推進に向けて取り組もうとしている姿勢が認められる。

推進委員等に関しては、彼らを活用した各地域間の情報共有や啓発活動の改善に向けた努力も認められる。

また、県民会議等が実施する事業等への研究者、実務家、元島民等を講師としての派遣実績も認められる。

都道府県推進委員全国会議

	る北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らして更なる有効活用を図る。	活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析した上で啓発活動の改善に資するものとする。 「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。		さらに、県民大会、講演会では、元居住者の体験談と映画「ジョバンニの島」の上映を組み合わせたり、交流事業等に参加した青少年の報告をプログラムに取り入れることや、開催時期を青少年が参加しやすい時期に変更するなどの見直しを行った。 ・関心の深まりについては、毎年度80%以上の高い水準を保った。 平成25年度 85.9% 平成26年度 86.0% 平成27年度 84.5% 平成28年度 85.3% 平成29年度 85.4% ・年代別について、若年層（10代～30代）の県民大会への参加は２割程度であった。 平成25年度 21.6% 平成26年度 21.0% 平成27年度 21.8% 平成28年度 19.9% 平成29年度 19.6% ・性別について、女性の県民大会への参加は、３分の１程度であった。 平成25年度 34.0% 平成26年度 34.8% 平成27年度 34.1% 平成28年度 32.4% 平成29年度 30.3% 上記のアンケート結果を踏まえ、そこで、若年層や女性の参加者を増加させることが、今後の課題であると考え、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を活用したキャラクターグッズ等の制作・配布を行い、各事業において、親しみやすい啓発活動の実施をした。さらに、県民大会、講演会では、元居住者の体験談と啓発ＤＶＤ「ジョバンニの島」の上映を組み合わせたプログラムを取り入れるなどの見直しを行った。今後とも、こうした取組を推進・充実させて、若年層や女性の参加を促していくこととしている。 また、事業の参加回数については、初めて事業に参加する方が毎年半数以上おり、今後も全国的により多くの方に参加してもらうため、県民会議を通じて、広報等の啓発活動に努めてもらい、参加を促していきたい。 ○講師派遣について 県民会議、北連協が開催した県民大会、研修会・講演会等にロシア・北方領土問題等の研究者、実務家を派遣した。また、元島民の高齢化を鑑み、貴重な経験を語り継いでいくことが重要であると考え、元島民等を講師として派遣することを推進した。 ○推進委員制度について 地域における返還要求運動を効果的、効率的に実施するため、協会、県民会	97.2%、28年度：95.2%）が有意義なものだったと考えており、国民の啓発のための施設として有効に利用されているものと認められる。 このような点において、幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い国民運動の展開に向けて粘り強く取り組んでいることが認められ、中期目標等に照らして満足いく成果を達成していると言える。 ＜今後の課題＞ 各事業においてアンケートではおおむね高い評価を受けているため、引き続き粘り強い取組が期待されるとともに、関心度の測定、分析により更に強力な啓発活動にも期待したい。 ＜その他事項＞ 特になし。	等の会議についても計画通り開催されており、これらの会議等においてはおおむね高い評価を得ており、高い意義があることが認められる。 北方館等の啓発施設については、「北方領土を目で見る運動」を推進して、大型映像ビジョンの設置等を行うなど北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうよう努めたほか、「意見箱」に寄せられた来館者を対象としたアンケートでも来館者の多く（25年度：92.9%、26年度：94.7%、27年度：97.2%、28年度：95.2%、29年度：92.8%）が有意義なものだったと考えており、国民の啓発のための施設として有効に利用されているものと認められる。 このような点において、幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い国民運動の展開に向けて粘り強く取り組んでいることが認められ、中期目標等に照らして満足いく成果を達成していると言える。 ＜今後の課題＞ 第４期中期目標においては、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置くことなど第４期中期目標に基づき、業務見直しも行いつつ、目的に照らしてより効果的な取組を推進していくことが重要。 ＜その他事項＞ 特になし。

				議、都道府県等の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を 47 都道府県に配置し、協会から毎月の返還要求運動団体の行事予定、最近のロシア情勢に関する資料を提供するとともに、推進委員全国会議において、当該事業年度の事業計画、活動事例等を説明・報告するなど、協会と推進委員間の情報の共有化を図った。その結果として、国民世論の啓発において、協会、県民会議及び都道府県が一体となって、全国で 100 回を超える各種事業を毎年滞りなく実施できている。 また、四島交流事業においても、訪問団員の取りまとめや受入事業をスムーズに実施するための土台作りなど、協会の事業を円滑に実施できるよう活動している。 ○都道府県推進委員全国会議等の開催について 毎年度、会議を実施することにより、協会の事業計画の周知を図り、県民会議の事業計画との役割分担を明確にするとともに、事業実施に当たっての問題点をお互い共有し、事業の円滑な実施と効果的・効率的な推進を図っている。 ○都道府県民会議代表者全国会議について 毎年度、会議を実施することにより、２月の強調月間での啓発事業等の方針を確認するとともに、教育者会議及び四島交流事業の今後の課題について意見交換を行うことで、今後の返還運動及び四島交流事業の効果的・効率的な実施を図っている。 ○ブロック幹事県担当者会議について 毎年度、都道府県民会議ブロック幹事県の代表者が一堂に会し、協会及び県民会議の事業計画・報告、返還運動の課題と問題点及び次年度の返還運動等について協議することにより、協会の事業計画等を各県ブロックの幹事県である県民会議へ周知するとともに、各ブロック内県民会議の問題点を共有することができた。なお、幹事県は、ブロック内の県民会議に本会議の内容等を周知・報告することとなっている。 ○県民会議ブロック会議（６ブロック）について 各県民会議を６ブロックに分け、そのブロック内の協力・連携を強化するとともに、課題等を協議するためのブロック会議を内閣府、都道府県民会議、都道府県主管課、推進委員等の出席を得て、毎年度開催した。この会議では、ブロック内の各県民会議事業の周知、また、問題点などについて活発な意見交換が行われ、県民会議間の連携・強化及び情報の共有が図られた。 ○啓発施設の有効活用について 北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の展示物等の更新、維持管理を行い、「北方領土を目で見る運動」の推進を図った。 平成 25 年度は、北方館に訪れた若年の来館者を対象として、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」をかたどったポストを新たに設置し、北方領土への想い・意見などをカードに書いてもらい、それをポストに投函し		

				てもらう企画「エリカちゃんに手紙を送ろうプロジェクト」を実施した。 平成 26 年度は、羅臼国後展望塔の改修工事を行い、同施設において数十名規模の研修事業の実施が可能となった。 平成 27 年度は、北方館において、霧等の天候の影響で北方領土を見ることができない来館者のために大型映像ビジョンを設置し、好天時に北方館から見た北方領土の映像も制作し、大型映像ビジョンから北方領土をいつでも体感できるよう設備の整備を行った。また、来館者から要望を受けてベンチを設置し、老朽化した展示物・設備の改修を行った。 同年度、別海北方展望塔では、展示パネルを時節に合わせ適宜更新を行い、羅臼国後展望塔は、浄化槽の改修を行うなど、施設の整備を行い、来館者へのサービスの向上を図った。 施設の更なる充実を図るため、各施設に意見箱を設置しており、来館者から施設・展示物等に対する感想、要望等のアンケートを収集した結果、90%以上の来館者から「大変有意義だった」、「有意義だった」との評価を得ることができた。 引き続き、来館者からの意見を踏まえつつ、施設の有効活用が行われるよう努力したい。 〇北方領土集中啓発事業について 平成 28 年 12 月に、日露首脳会談が行われることを踏まえ、政府、県民会議と連携の上、啓発イベントでの呼び掛け、街頭ビジョンによる広報、懸垂幕の掲出、啓発グッズの作成・配布、ＳＮＳによる呼び掛けなどの北方領土集中啓発事業を実施し、外交交渉の一助になるよう、返還運動の更なる盛り上げを図った。		

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―（１）―②	青少年や教育関係者に対する啓発の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

２．主な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
決算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常費用（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常利益（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
従事人員数			3 人	2 人	4 人	4 人	4 人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等を行う。なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進、支援することなどによって、返還要求運動への継続的な参加につ	(ｱ) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推	北方少年交流事業等各種事業を実施したか 「北方領土問題教育者会議」の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか 教育者会議全国会議を開催したか 前年度事業への意見等を踏まえた改善・プロ	＜主要な業務実績＞ ○現地研修会の開催について 全国の青少年、教育関係者等を根室市に招集し、北方領土問題に関する研修を通じて、本問題への理解と関心を深めてもらうとともに、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実に生かしてもらうことを目的として、「北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会」を開催した。研修会は、アンケートの要望を受け、現地の声として、元島民の体験談の聴取、漁業関係者からの講話をプログラムに盛り込むことなどを実施した。更に、北方領土模擬授業を行うなど研修プログラムの充実を図った。 全国の大学生等を根室市に招集し、北方領土問題を正しく理解してもらうことを目的とした「北方領土ゼミナール」では、グループディスカッションとグループワークの時間を多く取り、学生が主体となって取り組み、議論を深め、充実した発表を行えるよう考慮した。また有識者を招き、講義を実施した。 特に、平成 27 年は、戦後 70 年という節目の年であることから、これか	評定　B ＜評定に至った理由＞ 年度計画記載の北方少年交流事業、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会、北方領土問題学生研究会等の事業については、毎年度、計画通り実施していることが認められる。 また、前年度のアンケートの指摘や要望を踏まえ、例えば、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会で「現地の声」を聞く機会として、元島民の体験談の聴取等をプログラムとして取り入れるなど、参加者の視点に立ったプログラム内容に改善した上で実施するよう努めたと認められる。 また、事後活動の推進に関しては、	評定　B ＜評定に至った理由＞ 年度計画記載の北方少年交流事業、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会、北方領土問題学生研究会等の事業については、毎年度、計画通り実施していることが認められる。 また、前年度のアンケートの指摘や要望を踏まえ、例えば、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会で「現地の声」を聞く機会として、元島民の体験談の聴取等をプログラムとして取り入れるなど、参加者の視点に立ったプログラム内容に改善した	

	いて工夫するものとする。 また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。 研修会の開催等による効果や、同会議による成果の測定に当たっては、前中期目標期間に検討した指標の活用も図っていくものとする。	進・支援するなどして、効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をした上で、意見を事業に反映させるように努める。 (ｲ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成	グラム充実が図られたか 各種事業に参加した青少年の事後活動を推進したか 協会が主催する事業や北方領土問題教育者会議の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケートを実施したか 設立済みの教育者会議への支援状況及び内容は有益であったか ＜評価の視点＞ 返還要求運動の「後継者対策」に資するものか	らの地域の担い手となる返還運動の後継者として期待される全国の大学生等を根室市など北方領土隣接地域（1市、4町）に集め、北方領土問題、返還運動への理解と認識を深めてもらうことを目的として、「戦後70年北方領土問題を考える集い」を開催した。 戦後 70 年北方領土問題を考える集いは、従来行っていた北方領土ゼミナールを拡大して全都道府県から大学生等の参加を得て、4町でゼミナールを開催した。ゼミナールは、講師による講義の他、元島民も交えグループディスカッションを行うことにより、元島民の想いを引き継ぎ、参加した全国の大学生等が今後、返還運動の継承者としての意識を深めてもらうことに重点をおいたプログラムとし、最後にグループ毎に発表を行った。 なお、各事業参加者に対しては、事業終了後、報告書の提出を求めており、その取りまとめを行い、参加者の北方領土問題への理解と関心を把握するとともに、意見等については、次年度以降の事業をより効果的、効率的に実施するために有効活用している。 また、青少年・教育指導者現地研修会、北方領土ゼミナール及び戦後70年北方領土問題を考える集いの各事業において、アンケートを実施し、90%以上の参加者から「非常に有意義だった」又は「有意義だった」との評価を受けた。 ○北方領土問題学生研究会について 学生が取り組む活動について協議し、同世代に対する各種啓発活動を企画・実施することにより、返還運動の後継者の育成と活性化に資することを目的として、有識者を招きディスカッション等を毎年度行った。平成 25 年度はラジオ番組を制作し、放送を行い、平成 26 年度は、「ジョバンニの島」の上映を行い、平成 27 年度は、「戦後 70 年北方領土問題を考える集い」にチューターとして参加してもらうための研修・意見交換等を行い、平成 28 年度は北隣協主催事業に本研究会の学生を参加させ、パネル展の来場者に対して署名活動、パネル説明の実施等を行った。平成29年度は、有識者による講義、街頭啓発の他、キャラクターイベント及び大学の学園祭へのブース出展といった北方領土問題以外のイベントとのコラボレーションを行い、一般国民の啓発に力を入れた。 各年とも、今後どのような活動を行うかについての研究会を学生自らが企画し、一般参加も得て開催するなど、北方領土問題、返還運動の重要性を理解する上で大きな成果があった。 ○北方少年交流事業について 北方領土元居住者の三世（北方少年）等が内閣総理大臣、北方対策担当大臣を始めとする関係大臣等へ表敬し、北方領土問題の早期解決を訴えることは、北方領土返還への願いを内外に訴える上で有益であった。また、関東・甲信越ブロック内の同世代の青少年との交流を通じて、同世代の青少年に返還運動の重要性を訴えることは、お互いの意識を高めることができ、返還運動の後継者を育成するという観点から有益であっ	北方領土問題教育指導者現地研修会、北方領土問題学生研究会などでは、アンケートの実施や参加者へ報告書の提出を求めていることに加え、県民大会等の場において派遣報告の実施等を依頼するなど、事後活動の推進、支援を通じた返還要求運動への継続的な参加の工夫も行っているものと認められる。 教育者会議については、平成 25 年度には岩手県、群馬県、平成 26 年度には埼玉県、千葉県に新たに設置されるなど、設置に向けて着実に取り組んでいる。また、教育者会議の未設置県（宮城県、福島県、栃木県）に対しても、情報提供や説明活動を行うなど新規設置に向けて努めていることが認められる。 既設置の教育者会議に対する支援についても、教育者会議の運営や教育者会議で開催・実施された研修会への資料作成等の支援を行ったことが認められる。 また、教育者会議全国会議については、毎年度計画通り開催し、活動事例の紹介や成果物の配布を行って、情報共有に努めていることが認められる。 県民会議が実施する北方領土青少年現地視察事業についても、毎年度、計画通り、協会の支援により実施されており、参加者の青少年や実施県民会議からも有意義だったと評価を受けたことも認められる。 以上の点から、返還要求運動の「後継者」対策に資する取組を行っていると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞	上で実施するよう努めたと認められる。 また、事後活動の推進に関しては、北方領土問題教育指導者現地研修会、北方領土問題学生研究会などでは、アンケートの実施や参加者へ報告書の提出を求めていることに加え、県民大会等の場において派遣報告の実施等を依頼するなど、事後活動の推進、支援を通じた返還要求運動への継続的な参加の工夫も行っているものと認められる。 教育者会議については、平成 25 年度には岩手県、群馬県、平成 26 年度には埼玉県、千葉県、平成 29 年度には栃木県に新たに設置されるなど、設置に向けて着実に取り組んでいる。また、教育者会議の未設置県（宮城県、福島県）に対しても、情報提供や説明活動を行うなど新規設置に向けて努めていることが認められる。 既設置の教育者会議に対する支援についても、教育者会議の運営や教育者会議で開催・実施された研修会への資料作成等の支援を行ったことが認められる。 また、教育者会議全国会議については、毎年度計画通り開催し、活動事例の紹介や成果物の配布を行って、情報共有に努めていることが認められる。 県民会議が実施する北方領土青少年現地視察事業についても、毎年度、計画通り、協会の支援により実施されており、参加者の青少年や実施県民会議からも有意義だったと評価を受けた

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>果を教育関係者にフィードバックするよう努める。</td>
<td></td>
<td>
た。
○北方領土に関する全国スピーチコンテストについて
次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心をもち、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを狙いとして、全国の中学生を対象とした「北方領土に関する全国スピーチコンテスト」を毎年実施している。
※応募数（件）
<table>
<tr><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年</td></tr>
<tr><td>6,604</td><td>6,073</td><td>5,801</td><td>5,809</td><td>6,782</td></tr>
</table>
スピーチコンテストへの参加校の教諭に対するアンケートでは、回答者の 90%以上から「大変良かった」、「良かった」との評価を受けた。
なお、本事業の結果等を取りまとめた報告書を作成し、県民会議、教育者会議等へ配付した。
○えとぴりか巡回研修事業について
北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」を青少年等に対する啓発事業にも有効活用し、北方領土問題、返還運動に理解を得るため、全国の港を巡回し、次代を担う青少年を対象とした研修事業を実施するとともに、一般公開を行い、北方領土問題の解決の重要性について理解を求めた。
アンケート結果では、ほぼ全ての事業で 90%以上の参加者から、「関心が深まった」、「やや関心が深まった」との評価を受けた。
○ブロック青少年育成事業の実施について
全国のより多くの青少年に北方領土問題の啓発を図るために、都道府県を６ブロックに分け、北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的とした研修・交流会を開催した。
県民会議が各事業の参加者を選考する際には、地域における返還運動に参画が見込めることや県民大会等の場において派遣報告を実施すること等を条件とすることで、青少年や教育関係者の事後活動の推進に努めた。
また、研修会等の効果や成果について、協会で集約しているアンケート結果を参照し、次年度以降のプログラム策定の参考としている。アンケート結果は、事業全体で良好な回答を得ているが、個別プログラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、参加者の要望をより詳細に把握できるよう努めており、要望事項については、その内容を検討の上、新たなプログラムに取り入れるなど、事業充実のため有効活用している。
更に、事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、参加者の北方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義なものであり、事業に対する意見、要望などは、次年度の事業プログラム策定に当たっての参考資料として活用している。
○北方領土問題教育者会議について
</td>
<td>特になし。</td>
<td>
ことも認められる。
以上の点から、返還要求運動の「後継者」対策に資する取組を行っていると認められる。

＜今後の課題＞
第４期中期目標に基づき、青少年が北方領土を直に見たり主体的に意見を交わす機会づくりの一層の充実や波及効果の増大、学習指導要領改訂の機会を捉えた指導方法の研究・実践の拡大に取り組むことが重要。

＜その他事項＞
特になし。
</td>
</tr>
</table>

				北方領土教育の充実・強化を図るため、各都道府県に設置することを推進しており、平成 25 年度には岩手県及び群馬県、平成 26 年度には埼玉県及び千葉県、平成 29 年度には栃木県で新たに設置され、現在、45 都道府県で設置されている。 推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議未設置県に対し、各県民会議のイニシアティブの下、教育の特殊性に配慮しつつ、各県の事情も踏まえた上で、設立に向けて取り組むよう要請するとともに、既設の教育者会議については、活動の充実と課題、県民会議との連携について協議を行った。 各県の教育者会議で開催・実施された研修会や実践授業等の資料作成、教育者会議と県民会議が協力して実施する作文コンクール等の事業に対して支援を行った。 各県教育者会議の実践事例等の活動状況を他県へ周知、共有するとともに、資料・資材の供与等を積極的に行い、北方領土問題を授業で取り上げやすい環境を整えたことにより、学校教育の場において、北方領土教育の充実・強化を図ることができた。 文部科学省において、領土教育の充実を図るため「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂が行なわれ、平成 28 年度から使用されている中学校社会科の教科書に北方領土問題についての記述が大幅に増えたことを踏まえ、教育者会議全国会議などあらゆる場面において、当該改訂について周知を行うとともに、北方領土教育者会議への事業支援を拡充することにより、学校教育の場で北方領土についての実践授業等への積極的な取組の依頼を行っている。 教育者会議間の連携を図り、教育者会議活動の効果的、効率的な拡充について協議するため、「教育者会議全国会議」を開催した。その際に実施したアンケートでは回答者の 90%以上の人が「有意義」と回答した。 教育者会議全国会議の出席者は、教育関係者等へフィードバックさせるため、会議の成果を各都道府県の教育者会議、県民会議、更には、地元の科目別の教諭の研究会である中学校社会科研究会等の場で、会議内容を報告するとともに、あらゆる機会を通じて会議の成果を教育者等に伝え、教育現場に活かしていくよう各都道府県教育者会議に要請している。 「北方領土問題教育指導者地域研修会」において、ブロック内の教育者会議代表、また、根室での教育指導者現地研修会や北方四島交流事業の教育関係者訪問事業へ参加した中学校の社会科教諭等の参加を得て、各県の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての意見及び情報交換を行うことで、北方領土教育の一層の充実・強化、ブロック内の教育者会議の連携の強化を図った。 〇北方領土青少年等現地視察支援事業について 北方領土返還要求運動都道府県民会議が構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年等に北方領土を自らの目で実感し		

				てもらい、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供し、北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的として、各県民会議において北方領土青少年等現地視察事業を実施した。 なお、事業を内容のあるものにするため、現地視察前には、事前研修会を義務づけ、視察日程には、「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」、「北方領土啓発施設の見学」を必ず取り入れることを条件として支援を行った。 参加者へのアンケートでは、北方領土問題に対する関心が深まったとの評価を受けた。		

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―（１）－③	北方領土問題にふれる機会の提供		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

２．主な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
決算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常費用（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常利益（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
従事人員数			4 人	3 人	4 人	4 人	4 人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価（見込評価）		主務大臣による評価（期間実績評価）
北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、ICT や民間企	北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間企業のノウハ	各イベントや啓発等を実施したか 効果的な事業展開に当たり、アンケート調査の実施等必要な工夫を行ったか ＜評価の視点＞ イベント等の特性を踏まえながら、分かりやすく伝えるような工夫を行ったか 上記の視点を踏まえ、北方領土	＜主要な業務実績＞ ① 北方領土問題にふれる機会の提供について 北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を得るため、パンフレット・刊行物等の啓発資料・資材の作成を行い、県民会議等に提供・支援することで、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的・効率的に活用してもらうことで、北方領土問題に対する国民世論の啓発を図った。 また、親しみやすい資料・資材とするため、標語・キャッチコピー募集の最優秀作品や北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を資料・資材に取り込む工夫を行った。 ② 標語・キャッチコピーについて 協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、下記の通り、応募があった。 ※応募数（件） 平成 25 年度：3,481 平成 26 年度：5,619 平成 27 年度：3,513 平成 28 年度：5,459 平成 29 年度：6,350 最優秀作品は、啓発資料・資材、ポスターカレンダー等に掲載	評定：B ＜評定に至った理由＞ 啓発パンフレット・文具等を作成し、県民会議等の参加者に提供するなど、更なる啓発活動の充実により北方領土問題にふれる機会の提供の充実に努めていることが認められる。 また、標語・キャッチコピーについては、これを広く募集し、最優秀作品をポスターやカレンダーを始めとする啓発・広告媒体で使用して、活用していることが認められる。 更に、通行者・施設利用者の往来が多い場所の街頭ビジョン等で啓発映像の放映を行うなど、より多くの国民に対して北方領土問題に対する正	評定：B ＜評定に至った理由＞ 啓発パンフレット・文具等を作成し、県民会議等の参加者に提供するなど、更なる啓発活動の充実により北方領土問題にふれる機会の提供の充実に努めていることが認められる。 また、標語・キャッチコピーについては、これを広く募集し、最優秀作品をポスターやカレンダーを始めとする啓発・広告媒体で使用して、活用していることが認められる。 更に、通行者・施設利用者の往来が多い場所の街頭ビジョン等で啓発映像の放映を行うなど、より多くの国民に対して北方領土問題に対する正しい理解を促進するための啓発活動を効果的に行っている

	業のノウハウを活用し、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫に努める。	ウも活用しながら、インターネット等のICT や街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、例えば、イベントの参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集などにより、参加者等の反応や関心度を自ら把握するよう努める。	問題についての関心と国民世論を高めることに寄与したか	するなどして有効に活用している。 ③ ポスターカレンダーについて 一般競争入札（総合評価落札方式）により選定した業者の知見を活用して作成し、県民会議等に配布して使用された。 ④ 街頭ビジョン等による啓発について 広く国民に対して啓発を行うため、通行者、施設利用者の往来が多い場所（平成25年度及び平成26年度は羽田空港、平成27年度は羽田空港、新宿、池袋）で啓発映像を放映することにより、多くの国民への北方領土問題等に関する啓発を図った。 また、平成28年度は、日露首脳会談が行われる12月を、国民世論を更に盛り上げ、外交交渉を後押しする絶好のタイミングと捉え、多くの国民に北方領土問題に対する理解を促すため、羽田空港、新宿、池袋、渋谷、有楽町、六本木、秋葉原において、北方領土啓発ビデオスポットを放映する集中啓発事業を実施した。 全国主要都市に設置されている北方領土啓発広告塔についても適切な維持管理を行った。 ⑤ ホームページやＳＮＳの活用について 協会ホームページが北方領土に関する情報発信の拠点となるべく、民間企業のサービスを活用し、インターネット上のニュース記事を配信する「北方領土ニュースコーナー」の設置を行った。また、若年層の興味・関心を得るため、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターを平成25年度に開設し、北方領土関連イベント等の事前告知・実施報告等の最新情報を発信するとともに、平成27年度からは、ロシア語講座、北方領土の歴史紹介等を発信することにより、ＳＮＳを活用した啓発、情報発信に努めた。 また、平成28年度は、北方領土返還運動全国強調月間の設定から30年を迎えたことを踏まえ、フェイスブックを活用して、北方領土返還運動全国強調月間等に広告の掲出を行い、より多くの方の目に留まるよう努めた。 さらに、「エリカちゃん」をかたどったポストを北方館に設置し、来場者にお手紙を投函してもらい、その声をフェイスブック及びツイッター上に掲載するほか、同キャラクターを主人公とした北方領土の豆知識を紹介する２次元アニメーション動画や、北方領土に関する基礎知識を楽しく学べる北方領土学習コンテンツをホームページにおいて発信した。 ⑥ 「北方領土ふれあい広場」の開催について 北方領土問題について、関心が相対的に低い若年層を中心とした広く一般の方々に参加型プログラムを通じて積極的に北方領土問題にふれてもらう機会を提供し、北方領土問題の理解を促進するために、全国のショッピングモールなどの集客性の高いオープ	しい理解を促進するための啓発活動を効果的に行っていると認められる。 ホームページや SNS の活用については、メディアの特性及び運営目的を踏まえると定期的な情報発信が必要であることから、若年層などに向けて、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターを用いて、事前の告知や事業の結果通知を定期的に行うよう努めているなど、インターネットを活用した親しみやすくわかりやすい情報発信のための工夫と努力も認められる。 加えて、「北方領土ふれあい広場」についても計画通り全国の各都市で実施されており、参加者の興味・関心を高めるため、イベントの内容を参加型プログラムにするなど有効な啓発活動を行うため着実に取り組んでいると認められる。また、イベント参加者を対象としたアンケートを実施し、参加者の反応等の把握に努めており、その評価もおおむね良いものと認められる。 以上の点から、イベント等の特性を踏まえながらわかりやすく伝える工夫を行うことを通して、北方領土問題についての関心と国民世論を高めるという中期目標等に照らして、要求水準を満たす成果であったと認められる。 ＜今後の課題＞ 今後とも、国民が幅広く北方領土問題について知り、ふれる機会を創出する工夫を行う様々な取組を期待したい。特に、本問題への理解と関心を深めてもらうという従来の趣旨に照らして、適当な事業実施となるよ	と認められる。 ホームページや SNS の活用については、メディアの特性及び運営目的を踏まえると定期的な情報発信が必要であることから、若年層などに向けて、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターを用いて、事前の告知や事業の結果通知を定期的に行うよう努めているなど、インターネットを活用した親しみやすくわかりやすい情報発信のための工夫と努力も認められる。 加えて、「北方領土ふれあい広場」についても計画通り全国の各都市で実施されており、参加者の興味・関心を高めるため、イベントの内容を参加型プログラムにするなど有効な啓発活動を行うため着実に取り組んでいると認められる。また、イベント参加者を対象としたアンケートを実施し、参加者の反応等の把握に努めており、その評価もおおむね良いものと認められる。 以上の点から、イベント等の特性を踏まえながらわかりやすく伝える工夫を行うことを通して、北方領土問題についての関心と国民世論を高めるという中期目標等に照らして、要求水準を満たす成果であったと認められる。 ＜今後の課題＞ 第４期中期目標に基づき、第３期中期目標期間中に始動した発信ツールの更なる活用も含め、訴求対象に応じた発信内容の工夫と媒体の選択をしつつ、若年層に重点化した情報発信の量的拡大を大胆に進めていくことが重要。 ＜その他事項＞ 特になし。

				ンスペースにおいて、「北方領土ふれあい広場」を全国 47 都道府県において実施した。 　イベント内容は、参加者の興味・関心を高めるため参加型のプログラムとし、具体的には、パネルの説明を見れば答えることができるクイズラリーが組み込まれたパネル展示や、知名度や親しみがあるタレントをスペシャルサポーターとしてステージに迎え、トークショーやクイズ大会を実施することで、北方領土問題への正しい理解や関心を持ってもらえるようなプログラムになるように工夫した。 　また、テレビ、ラジオ、新聞、地元情報誌などを通じてイベントの告知広告を行い、イベントへの参加とともに当問題への世論啓発を促進した。 　参加者には、事業の効果測定や意見等を聴取するためにアンケートを行い、いずれも北方領土問題について「非常に関心をもった」、「やや関心をもった」との回答が全体の約 90%となった。	うな取組を引き続き期待したい。 ＜その他事項＞ 　特になし。	

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―（２）	北方四島の交流事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

２．主な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値　（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			260,601	281,165	287,626	292,442	298,365
決算額（千円）			256,746	268,311	253,630	256,981	251,598
経常費用（千円）			255,868	268,311	253,630	256,981	251,598
経常利益（千円）			－	－	－	－	－
従事人員数			2 人	3 人	3 人	3 人	3 人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価 （見込評価）	主務大臣による評価 （期間実績評価）
	北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機	① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 なお、政府か	交流事業及び専門家派遣を実施したか 訪問・受入事業参加者からの意見募集を実施したか 訪問事業参加者から聴取した意見の反映等を行ったか 日本語講師等による報告書・報告会は今後につながる内容であったか 「平成 26 年度北方四島交流事業の基本方針」に基づき、見直しについて実施関係団体等による協議が実施されたか 次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、上	＜主要な業務実績＞ ○元島民、返還要求運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流について 北方四島交流事業は、一般訪問、後継者、青少年の各事業において、協会主催事業では毎年度４回、道推進委事業では毎年度５回の訪問を計画し、悪天候等の要因による中止を除いては、全て予定どおり実施した。 また、北方四島交流事業においては、住民交流会（文化交流と意見交換）を各訪問で実施した。住民交流会の実施に当たっては、事業参加者に北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修会を実施した。 事業において北方四島在住ロシア人との交流を行い、相互理解を深めた参加者は、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元に広めるため、県民大会等の場において報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。 さらに、全ての訪問事業でアンケートを実施し、ほぼ全ての団員から「非常に有意義」、「有意義だった」との回答を得ている。併せて、参加者から	評定　B ＜評定に至った理由＞ 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるという目的に沿って、年度計画に沿って着実に実施されている。中でも、参加者からの要望を踏まえて、四島住民とより多くの会話ができるような取組を行うなど交流事業の更なる発展を図るべく、聴取した意見の反映に努める姿勢が認められる。 また、訪問後においては、その経験を伝承する機会を設けて、県民大会等において報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割も果たしていると認められる。 更に、活動結果については、アンケート調査を実施して、その成果を確認しており、おおむね好意的な意見が多いと認められる。また、参加者から意見募集を実施して、相互理解の増進という目的を達するために次年度の計画に向けて不断の努力をしている姿勢が認められる。 このほか、平成 25 年３月 29 日にまとめられ	評定　B ＜評定に至った理由＞ 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるという目的に沿って、年度計画に沿って着実に実施されている。中でも、参加者からの要望を踏まえて、四島住民とより多くの会話ができるような取組を行うなど交流事業の更なる発展を図るべく、聴取した意見の反映に努める姿勢が認められる。 また、訪問後においては、その経験を伝承する機会を設けて、県民大会等において報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割も果たしていると認められる。 更に、活動結果については、アンケート調査を実施して、その成果を確認しており、おおむね好意的な意見が多いと認められる。また、参加者から意見募

	関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。 なお、政府から、次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。	ら次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。 ② 専門家交流 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	記協議の内容の分析・活用は適切に行われているか ＜評価の視点＞ 北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備に資するか 見直しを踏まえ、交流成果を有効に活用されているのか 相互理解の一層の推進という目的に資する協議だったか	の意見も収集しており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。 また、平成25年３月29日付け「北方四島交流事業の見直しについて」に基づく見直しに係る北海道と青森以南に分けた参加者の選考方法の検討の一環で、協会と道推進委がそれぞれ訪問事業を実施していた教育関係者･青少年訪問を平成26年度に共催とし、後継者訪問においても平成 27 年度に共催とし、双方の訪問に北海道と青森以南の団員が相互乗り入れを行った。 受入事業においては、青少年受入と一般受入の計２回を毎年度計画し、行っている。 また、受入事業においても、ロシア人訪問団に対するアンケートを実施しており、ほぼ全ての団員から「事業に対して満足しており、今後とも四島交流の継続を望んでいる」との回答を得ている。 また、個別プログラムに対する意見や自由記述欄に記載のあった事項については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。 なお、通訳の数が限られている中で、四島住民とより多く会話ができるようにしてほしいとの要望を受け、平成 25 年度から受入事業に参加した者でロシア語ができる大学生等を訪問に参加させる機会を設け、ホームビジットなどで補助通訳として活用した。 ○専門家の派遣について ① 日本語講師派遣について 毎年度３回計画し、行っている。テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にするよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を積極的に反映し、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。その結果、日本の生活や言語の特徴について、「多くのことを学ぶことができた」など良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確になった。アンケートは、今後の事業実施の際の参考としている。 また、派遣した日本語講師から報告書の提出	た「北方四島交流事業の見直しについて」に基づき、検討、改善を行ってきており、平成 28 年５月 19 日に「今後の北方四島交流事業の効果的推進について」取りまとめたことが認められる。 教育専門家・日本語講師派遣（専門家交流）についても、悪天候により中止となった事業以外は、計画通り実施されていることが認められる。 派遣した教育専門家･日本語講師からの報告書の提出、報告会の開催、日本語授業のロシア人受講者に対するアンケートの実施等、今後の事業改善に役立てるべく、見直しを行いつつ、計画通り着実に進めていると認められる。なお、アンケート結果からは良好な意見が寄せられており、本事業が効果を発揮していることが明確になっている。 このように、相互理解の一層の推進という目的に資する活動を通して、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備に資するという目的のために尽力していることが認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	集を実施して、相互理解の増進という目的を達するために次年度の計画に向けて不断の努力をしている姿勢が認められる。 このほか、平成 25 年３月 29 日にまとめられた「北方四島交流事業の見直しについて」に基づき、検討、改善を行ってきており、平成 28 年５月 19 日に「今後の北方四島交流事業の効果的推進について」取りまとめたことが認められる。 教育専門家・日本語講師派遣（専門家交流）についても、悪天候により中止となった事業以外は、計画通り実施されていることが認められる。 派遣した教育専門家・日本語講師からの報告書の提出、報告会の開催、日本語授業のロシア人受講者に対するアンケートの実施等、今後の事業改善に役立てるべく、見直しを行いつつ、計画通り着実に進めていると認められる。なお、アンケート結果からは良好な意見が寄せられており、本事業が効果を発揮していることが明確になっている。 このように、相互理解の一層の推進という目的に資する活動を通して、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備に資するという目的のために尽力していることが認められる。 ＜今後の課題＞ 第４期中期目標に基づき、事後活動の推進を含め、国民への啓発効果の増大に具体的に取り組んでいくことが重要。 ＜その他事項＞ 特になし。

				を受けるとともに、事業報告会を開催し、事業実施に当たっての注意点などについて意見交換を行うなどにより、今後の事業実施の際の参考としている。 　平成 29 年度においては、事業の実施に支障をきたす状況が発生したため、中止となった。 ② 教育専門家派遣について 　教育専門家（中学校社会科教諭等）訪問事業を、毎年度、協会主催、道推進委員会主催で各１回計画し、青少年訪問事業と合同で行っている。 　教育専門家訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、島側の教育関係者との意見交換、青少年同士の交流など学校全体と訪問団の交流を実施することができた。 　これらの活動を通じて、島の教育環境や北方領土問題の取扱いの違いなどを知ることにより、教育専門家及び青少年の北方領土問題に対する一層の理解と関心を深めるとともに、問題解決に向けた環境整備を図ることができた。 ○北方四島交流事業の見直しについて 平成 25 年３月 29 日付け「北方四島交流事業の見直しについて」に沿った四島交流事業の充実、活性化を図り、事業の実施細目について検討をするべく、実務者（内閣府、外務省、関係団体担当者等）からなる「北方四島交流事業活性化検討委員会」と、協会と返還運動関係者や有識者からなる「北方四島交流事業活性化ＰＴ（プロジェクトチーム）委員会」を平成 25 年度に設置した。 検討委員会では、住民交流会がより有意義な実施内容となるべく協議、調整等を行い、実施団体と関係府省で今後も統一して作業を進めていくこと等について合意するなど、四島交流の円滑で効果的な推進に向けた実務者の意思統一を図る上で大変有効であった。また、「北方四島交流事業の見直しについて」に沿った四島交流事業の実施細目について、実務者の意思統一を行うことができた。 ＰＴ委員会では四島交流事業に関する提案、意見が寄せられ、今後の事業実施の際に参考とした。 平成 27 年度に「北方四島交流事業の見直しにつ		

				いて」の公表から概ね３か年を迎えるため、見直し結果を道推進委との連名で平成 28 年３月 31 日付け「北方四島交流事業の見直し結果について」として取りまとめ、平成 28 年５月 19 日付け「今後の北方四島交流事業の効果的な推進について」において、課題が一定程度達せられたと政府から評価を受けた。		

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―（３）	北方領土問題等に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

２．主な経年データ　①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			11,579	12,650	12,000	6,342	6,388
決算額（千円）			11,614	10,884	8,636	5,788	5,761
経常費用（千円）			11,614	10,884	8,636	5,788	5,761
経常利益（千円）			―	―	―	―	―
従事人員数			2 人	3 人	3 人	3 人	3 人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					（見込評価）	（期間実績評価）
	調査研究については、その活用状況を把握する等、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。その上で、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、次回調査研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。	調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。 なお、活用状況を把握するなど、事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低いものや必要性の低下したものについては積極的に見直し改廃を図る。	啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から真に必要なテーマに絞って調査研究を実施しているか 研究結果についてのアンケートの実施結果及び検証状況。また、それに基づき見直しを行っているか ＜評価の視点＞ 返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する調査研究が実施されているか	＜主要な業務実績＞ ○北方領土問題等に関する調査研究について 広く国民及び返還運動関係者に、現下のロシア内外情勢、今後の日露関係などについて、理解と認識を深め、今後の啓発活動を的確かつ効果的に推進するため、有識者に北方領土の現状及び展望や日露関係の考察のレポートを執筆していただきホームページで公表した。 また、北方領土問題に関する意見交換会を開催し、全国の県民会議が行う県民大会、講演会等に講師として派遣される北方領土問題の有識者等が一堂に会し、ロシア情勢及び今後の日露関係等の意見交換、返還運動の現状と課題等について共有することにより、大会等で講演を行う上で参考としていただいた。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 毎年度、調査目的について、適切なテーマを選定した上で、その目的に沿ったレポート執筆を依頼するなど調査研究が適切に実施されるよう取り組んでいることが認められる。 その成果についても協会ホームページ等において適切に公表されていることが認められる。また、公表したレポートについては、同ホームページでアンケートを実施しているが、その結果によると全ての者から好評を得ており、返還要求運動に資する効果の検証も認められる。 また、２月７日「北方領土の日」関連事業に協会講師として派遣される北方領土問題に関する諸分野の有識者等を集めた意見交換会を開催し、その結果は、返還運動の参考として、例えば大会等で講演を行う上で参考とするなど、有効活用していることも認められる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 毎年度、調査目的について、適切なテーマを選定した上で、その目的に沿ったレポート執筆を依頼するなど調査研究が適切に実施されるよう取り組んでいることが認められる。 その成果についても協会ホームページ等において適切に公表されていることが認められる。また、公表したレポートについては、同ホームページでアンケートを実施しているが、その結果によると全ての者から好評を得ており、返還要求運動に資する効果の検証も認められる。 また、２月７日「北方領土の日」関連事業に協会講師として派遣される北方領土問題に関する諸分野の有識者等を集めた意見交換会を開催し、その結果は、返還運動の参考として、例えば

					＜今後の課題＞ 　特になし。 ＜その他事項＞ 　特になし。	大会等で講演を行う上で参考とするなど、有効活用していることも認められる。 ＜今後の課題＞ 　北方領土に関する資料・情報を保有する拠点として北方領土に関する情報の整理・アクセスの利便性向上を図っていくことが重要。 ＜その他事項＞

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―（４）	元島民の援護		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

２．主な経年データ
①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			223,073	231,851	230,482	236,820	285,995
決算額（千円）			216,937	225,963	220,512	230,191	275,861
経常費用（千円）			216,937	225,963	220,512	230,191	275,861
経常利益（千円）			－	－	－	－	－
従事人員数			2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					（見込評価）	（期間実績評価）
	① 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援する。 ② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。	① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ｱ) 元島民等が行う研修活動や署名活動等を支援する。 (ｲ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。 ② 自由訪問に対する支援 元島民等によ	「北方地域元居住者研修・交流会」を開催したか 自由訪問の実施状況 元島民の団体が行う返還要求運動等や元島民の活動に対し適切な支援が行われたか 今後の事業に資する報告書の提出を受けたか ＜評価の視点＞ 元島民の行う活動や自由訪問に適切な支援が行われているか	＜主要な業務実績＞ ○元島民等の援護等について ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援について　B 元島民等の相互の連携を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催した。研修・交流会に参加した元島民からは、返還要求運動の担い手として果たすべき自らの役割を再確認するとともに、元島民間の連携強化を図ることができ、今後の返還要求運動の推進に効果的であった。 署名活動や千島連盟及び支部が実施した各種啓発活動、大会、語り部事業等に対して支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研修会、後継者をメンバーとしたキャラバン隊啓発活動等の元島民後継者育成対策事業に対して支援を行った。 北方四島の著しい地形や植生の変化を踏まえた墓地や居住地に関して、千島連盟が実施した様々な概況調査について支援するとともに、元島民等が保有する北方領土に居住	評定　B ＜評定に至った理由＞ 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援については、「北方地域元居住者研修・交流会」を毎年度計画通りに開催したことが認められる。 署名活動や千島連盟及び支部が実施した各種啓発活動、大会、語り部事業等に対して支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研修会等の元島民後継者育成対策事業を毎年度計画通り適切に実施しており、この結果として、島民間の連携を図るとともに、啓	評定　B ＜評定に至った理由＞ 以下の実績を総合的に勘案し、Ｂと評価する。 【元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援】b 「北方地域元居住者研修・交流会」を毎年度計画通りに開催したことが認められる。 署名活動や千島連盟及び支部が実施した各種啓発活動、大会、語り部事業等に対して支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研修会等の元島民後継者育成対策事業を毎年度計画通り適切に実施しており、この結果として、島民間の連携を図るとともに、啓発活動にも寄与したことが認め

		り構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。		していた当時（戦前）の写真等の貴重な資料を収集・整理し、それらを抽出して、北方四島における昔と今を比較した写真パネルの制作に対して支援を行い、全国各地における啓発パネル展等に貸し出したことで、多くの国民に北方領土が我が国固有の領土であることを理解してもらうことができた。 ② 自由訪問に対する支援について　B 千島連盟を実施主体とした自由訪問に対し支援しており、毎年度、千島連盟は、計７回の自由訪問を計画し、悪天候やロシア側の要因による中止以外は実施した。また、訪問する元島民等に対して事前研修を実施した。 事業の報告書には、事業実施概要、訪問団の手記、訪問地の地図、アンケート調査結果等の記録がまとめられており、訪問者にとっては思い出の記録集となった。訪問に参加できなかった方々にとっては、ふるさとの現状を知ることのできる貴重な報告書となっているとともに、訪問参加者の希望等も記されており、今後の事業実施の参考に供するものとなっている。 なお、この報告書は、千島連盟各支部に配付し、多くの元島民が閲覧できるようにしている。 ③ 航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）について　A 平成28年12月、山口、東京で行われた安倍総理大臣とプーチン大統領との日露首脳会談において、元島民の方々が自由に墓参・故郷訪問したいとの切実な願いを叶えるため、人道上の理由に立脚して、あり得べき案を迅速に検討することで合意した。外交交渉の結果、初めての航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となり、元島民の高齢化に配慮し日帰りでの日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画・実施した。６月に計画した訪問は、国後島の空港が濃霧のため延期となり、改めて９月に訪問を計画し、初の航空機による特別墓参を実現させた。 北方領土への自由訪問と同様な考えに立ち、初の航空機による特別墓参を実現させたことは、高齢化の進む元島民の身体的負担の軽減、また、日露首脳会談において人道的な理由に立脚した両首脳の合意を実現させたという観点からも意義のあることと考えている。	発活動にも寄与したことが認められる。 また、千島連盟が実施した、元島民が保有する北方領土居住当時（戦前）の写真等の貴重な資料の収集・整理、写真パネルの制作に対して支援し、全国各地における啓発パネル展等に貸し出すなどの取組も行ったことが認められる。 自由訪問に対する支援についても、毎年度年間７回の計画に対して、天候不順やロシア側の事情という外的要因によるやむを得ない中止以外は、全て計画通り実施されている。 事業報告書についても、作成、配布が着実に行われ、元島民の閲覧が可能になるように整備するなど、元島民の支援を適切に行っていると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	られる。 また、千島連盟が実施した、元島民が保有する北方領土居住当時（戦前）の写真等の貴重な資料の収集・整理、写真パネルの制作に対して支援し、全国各地における啓発パネル展等に貸し出すなどの取組も行ったことが認められる。 【自由訪問に対する支援】b 毎年度年間７回の計画に対して、天候不順やロシア側の事情という外的要因によるやむを得ない中止以外は、全て計画通り実施されている。 事業報告書についても、作成、配布が着実に行われ、元島民の閲覧が可能になるように整備するなど、元島民の支援を適切に行っていると認められる。 【航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（航空機による特別墓参）】a 平成２９年９月に、実施主体として航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（航空機による特別墓参）を初めて実現させた功績は大きい。前例もない中で、天候により延期となった６月の準備も含め、柔軟に対応したものと認められる。 ＜今後の課題＞ 第４期中期目標に基づき、元島民等が行う返還要求運動等の活動がより効果的に実施されるよう、助言も含めて支援をしていくとともに、自由訪問に対する支援については、引き続き、元島民の身体的負担の軽減のための改善策など、政府の方針に基づき柔軟に対応していくことが重要。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―（５）	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0150

２．主な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
リスク管理債権比率	全国預金取扱金融機関の当該年度の前々年度末平均比率（23 年度末：3.02%、24 年度末：2.94%、25 年度末：2.53%、26 年度末：2.21%）以下に抑制	1.93%	1.70%	1.13%	1.37%	1.48%	1.58%
修学資金	新規契約時及び契約更新時に成人に達した修学者の 80%以上と連帯債務契約を締結	対象者の 100%と連帯債務契約を締結	対象者の 100%と連帯債務契約を締結	対象者の 100%と連帯債務契約を締結	対象者の 100%と連帯債務契約を締結	対象者の 100%と連帯債務契約を締結	対象者の 100%と連帯債務契約を締結
更生・生活資金につき、資金のリスク管理債権の残高	前中期計画期間中の目標額の 90%以下（29,692 千円以下）に抑制	8,480 千円	6,726 千円	5,025 千円	3,369 千円	2,675 千円	2,148 千円
住宅資金（新築を除く）につき、資金のリスク管理債権の残高	前中期計画期間中の目標額の 90%以下（46,141 千円以下）に抑制	25,276 千円	21,707 千円	18,398 千円	15,667 千円	13,547 千円	10,997 千円
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			119,001	108,249	99,218	100,513	92,626
決算額（千円）			80,069	73,471	67,598	59,548	56,312
経常費用（千円）			77,257	71,958	67,598	59,541	55,324
経常利益（千円）			20	0	3	0	0
従事人員数			3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価（見込評価）	主務大臣による評価（期間実績評価）
	旧漁業権者法に基づき、融資事業を実施する。その際、法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な	① 融資制度の周知 融資の内容及び手続並びに借入資格の承継制度の周知を図るため、対象者が多	＜主な定量的指標＞ リスク管理債権比率を全国預金取扱金融機関の当該年度の前々年度末平均比率（23 年度末：3.02%、24年度末：	＜主要な業務実績＞ ○北方地域旧漁業権者等に対する融資事業について ① 融資制度の周知について 主に北海道の各地で、融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応をする融資相談会を開催するとともに、協会ホームページにおいて情報の掲載を行った。併せて、リーフレットの送付や資格承継者になり得る二世に対するダイレクトメールの発送などを行った。さらに、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会等の機会を利用して	評定　B ＜評定に至った理由＞ 融資制度の周知については、毎年度、開催を計画した 10 地区に加え、開催の要請があった地区においても融資説明・相談会を実施したことに加え、協会ホームページへの情報掲載、リーフレットの送付、資格承継者になり得る二世へのダイレクトメー	評定　B ＜評定に至った理由＞ 融資制度の周知については、毎年度、開催を計画した 10 地区に加え、開催の要請があった地区においても融資説明・相談会を実施したことに加え、協会ホームページへの情報掲載、リーフレットの送付、資格承継者に

	地位等に鑑み、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。 融資資格の承継については、法の趣旨に照らして引き続き的確な審査を実施するとともに、事業結果の把握・分析・検証を行うことによって、融資メニューの見直しについて検討するものとする。 また、以下の措置を継続して実施する。 ・法人資金の貸付を停止すること。 ・生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）につい	く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。 ② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関（転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。）との連携を一層強化する。 ③ 事業結果の分析・検証 融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。 ④ 融資資格承継の的確な審査 融資資格の承継手続を行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的	2.94%、25 年度末:2.53%、26 年度末:2.21%）以下に抑制しているか 修学資金について、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結（対象者の80％を達成目標とする） 資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下（29,692千円、46,141千円以下）に抑制しているか <その他の指標> 融資制度についての説明・相談会、関係金融機関の会議、融資業務説明会を実施したか 融資メニューの見直しに向けて取り組んでいるか 融資資格承継についての的確な審査を実施しているか 個人情報の適切な管理の取組状況	融資制度を周知した。 以上の取組により、制度利用及び資格承継の周知徹底が図られ、融資対象者の制度に対する認識がより一層深まるとともに、資格承継者になり得る者の承継意識が向上し、本目標期間における制度の効果的な実施が図られた。 ② 関係金融機関との連携強化について 関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るため、漁業協同組合担当者会議や関係機関実務担当者会議を開催した。 また、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会から情報提供を行うとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、取引があるオホーツク地域の漁協や根釧地域の漁協・農協及び大地みらい信用金庫との業務打合せや新制度等の説明を行った。 ③ 事業結果の分析・検証について 現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化し分析したところ、市場金利の低下に伴い相対的に高利率となった生活資金及び更生資金の利用件数が著しく減少していることや一部の利用目的について貸付限度額が不足していることなどが確認できた。これらの分析結果に加え、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、以下のような見直しを行なった。 ○生活資金を再編し、利用目的等に応じて貸付限度額、適用利率、償還期限などの貸付条件の見直しを行なう。 ○更生資金については、一定の役目を終えたので廃止する。 ○高齢社会の進展に伴い、借入資格承継者の親世代に係る介護・医療費の新たな負担へ対応できるようにする。 今後、これらについて関係機関に周知を行ったうえで、融資メニューの見直し内容を早期に実施することを目指す。 ④ 融資資格承継の的確な審査について 戸籍謄本等の公証やその他必要書類に基づいて要件確認を実施した。 ⑤ リスク管理債権の適正な管理について ・借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行うため、事業資金については、過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や効果に重点をおいて審査を行っている。また、資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなどにより、債権保全を図っている。収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。 ・信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、電話・文書督促に加え、実態調査を実施し、管理・回収に努めた。１か月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業	ルの発送等の取組を計画通り実施しており、周知の徹底が図られるよう努めていたと認められる。 また、関係金融機関との連携強化について、毎年度、計画通り研修会や担当者会議等を実施し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にすることで、制度利用の活性化・円滑化に努力していると認められる。 また、千島連盟の支部代表者等を対象に融資事業研修会を開催して、協会の融資制度に対しての融資制度利用者の理解を深め、利用の促進を図ったことが認められる。 事業結果の分析・検証については、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化し分析した結果に加え、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案した上で、具体的な見直しの方向性を示しており、適切に見直しの検討を行っていると認められる。 融資資格承継の的確な審査については、戸籍謄本等の公的書類その他必要書類に基づいて、要件確認を適切に実施したと認められる。 リスク管理債権の適正な管理については、借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行うため、事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っていること、また、資格者の高齢化を踏まえ、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っていると認められる。 信用リスクの管理については、リスク管理債権比率を、毎年度、計画の比率以下で達成しており、中期目標	なり得る二世へのダイレクトメールの発送等の取組を計画通り実施しており、周知の徹底が図られるよう努めていたと認められる。 また、関係金融機関との連携強化について、毎年度、計画通り研修会や担当者会議等を実施し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にすることで、制度利用の活性化・円滑化に努力していると認められる。 また、千島連盟の支部代表者等を対象に融資事業研修会を開催して、協会の融資制度に対しての融資制度利用者の理解を深め、利用の促進を図ったことが認められる。 融資メニューの見直し（事業結果の分析・検証）については、介護施設入居費・福祉車両購入資金等、介護に係る資金を新たに対象とするなど、北方地域旧漁業権者等の「事業の経営とその生活の安定を図る」との法目的や高齢化等の社会情勢の変化等を踏まえた必要な見直しを行ったものと認められる。 融資資格承継の的確な審査については、戸籍謄本等の公的書類その他必要書類に基づいて、要件確認を適切に実施したと認められる。 リスク管理債権の適正な管理については、借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行うため、事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っていること、また、資格者の高

<table>
<tr>
<td></td>
<td>ては、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持すること。</td>
<td>確な審査を実施する。
⑤リスク管理債権の適正な管理
電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。
⑥ 法人資金の停止
引き続き法人資金の貸付を停止する。</td>
<td>＜評価の視点＞
関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいるか
借入者の返済能力等を勘案しつつ審査を行っているか
信用リスクの管理が適切に行われているか</td>
<td>状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。
・破綻先債権の管理については、受任した弁護士や連帯債務者・連帯保証人との連絡を密にし、協議を行うなど債権回収の進展に適切に対応している。また、連帯保証人に対しては、状況に応じて債務承認と返済約定書を徴求するように努めている。
・個人情報の管理状況については、個人情報保護担当者及び日本クレジット協会認定の個人情報取扱主任者資格の取得者を配置し、個人情報の適切な管理に努めている。
・リスク管理債権比率は、毎年度の計画を着実に達成している。リスク管理債権比率の抑制に向けた対策として、電話督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努めた。また、リスク管理債権額の抑制に向けた取組として、引き続き初期延滞者に対する督促を重点的に行うとともに、一層の縮減を図るため、新規貸付の際には、個人信用情報システムを活用し、多重債務者の把握に努めている。
・更生・生活資金のリスク管理債権額並びに住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権額についても、毎年度の計画を達成した。
・修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80％を上回る100％の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化を図った。
以上の取り組みにより、リスク管理債権に関する指標は毎年度の目標を達成することができた。引き続きリスク管理債権の適正な管理の徹底を図っていきたい。
<table><tr><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>○貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を全国預金取扱機関の平成 23 年度末平均比率 3.02%以下に抑制する。
→1.70%
○更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90%以下（29,692 千円）に抑制する。
→6,726 千円
○修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した就学者と連帯債務契約を締結（対象者の 80%を達成目標とする）し、債権保全を強化する。
→全員と連帯債務契約を締結</td><td>○貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を全国預金取扱機関の平成 24 年度末平均比率 2.94%以下に抑制する。
→1.13%
○更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90%以下（29,692 千円）に抑制する。
→5,025 千円
○修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した就学者と連帯債務契約を締結（対象者の 80%を達成目標とする）し、債権保全を強化する。
→全員と連帯債務契約を締結</td></tr></table></td>
<td>等に基づいて適切に行われていると認められる。
個人情報の管理状況については、個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めていることが認められる。
また、更生・生活資金のリスク管理債権額については、29,692 千円以下が目標であるところ、毎年度、目標を上回って達成している（25 年度：6,726 千円、26 年度：5,025 千円、27 年度：3,369 千円、28 年度：2,675 千円）ことが認められる。
修学資金については、平成 25 年度より対象者の 100％が連帯債務契約を締結しており、目標値である締結率 80%を上回っていることが認められる。
住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権額についても 46,141 千円以下が目標であるところ、平成 25 年度以降、毎年度目標を大きく上回っている（25 年度：21,707 千円、26 年度：18,398 千円、27 年度:15,667 千円、28 年度:13,547 千円）ことが認められる。
以上の点から、中期目標記載の目標や指標に対して、おおむね満足のいく水準に達していることが認められる。

＜今後の課題＞
制度趣旨や対象者のニーズを踏まえた業務運営となるよう引き続き努められたい。
また、融資メニューの見直しについては、更に検討を進め、関係機関とも協議の上、融資メニューを社会情勢や利用者ニーズを一層反映したものとすべく、できる限り早期に改定</td>
<td>齢化を踏まえ、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っていると認められる。
信用リスクの管理については、リスク管理債権比率を、毎年度、計画の比率以下で達成しており、中期目標等に基づいて適切に行われていると認められる。
個人情報の管理状況については、個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めていることが認められる。
また、更生・生活資金のリスク管理債権額については、29,692 千円以下が目標であるところ、毎年度、目標を上回って達成している（25 年度：6,726 千円、26 年度：5,025 千円、27 年度：3,369 千円、28 年度：2,675 千円、29 年度：2,148 千円）ことが認められる。
修学資金については、平成 25 年度より対象者の 100％が連帯債務契約を締結しており、目標値である締結率 80%を上回っていることが認められる。
住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権額についても 46,141 千円以下が目標であるところ、平成 25 年度以降、毎年度目標を大きく上回っている（25 年度：21,707 千円、26 年度：18,398 千円、27 年度：15,667 千円、28 年度：13,547 千円、29 年度：10,997 千円）ことが認められる。
以上の点から、中期目標記載の目標や指標に対して、おおむ</td>
</tr>
</table>

				○住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(46,141 千円)に抑制する。 →21,707 千円	○住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(46,141 千円)に抑制する。 →18,398 千円	の具体的な内容等を決定されたい。 ＜その他事項＞ 特になし。	ね満足のいく水準に達していることが認められる。 ＜今後の課題＞ 第４期中期目標の下、融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた丁寧な相談対応を含め、制度趣旨や対象者のニーズを踏まえた業務運営となるよう引き続き努められたい。 ＜その他事項＞ 旧漁業権者法の改正がなされ、平成 31 年４月１日に施行されることから、今後の主務省令の改正内容も踏まえ、主務官庁と連携しつつ、施行に向けた必要な準備を進められたい。
				平成 27 年度 ○貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を全国預金取扱機関の平成 25 年度末平均比率 2.53%以下に抑制する。 → 1.37% ○更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90%以下（29,692 千円）に抑制する。 → 3,369 千円 ○修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した就学者と連帯債務契約を締結(対象者の 80%を達成目標とする）し、債権保全を強化する。 → 全員と連帯債務契約を締結 ○住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(46,141 千円)に抑制する。 → 15,667 千円	平成 28 年度 ○貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を全国預金取扱機関の平成 26 年度末平均比率 2.21%以下に抑制する。 → 1.48% ○更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90%以下（29,692 千円）に抑制する。 → 2,675 千円 ○修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した就学者と連帯債務契約を締結(対象者の 80%を達成目標とする）し、債権保全を強化する。 → 全員と連帯債務契約を締結 ○住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(46,141 千円)に抑制する。 → 13,547 千円		
				平成29年度 ○貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を全国預金取扱機関の平成27年度末平均比率1.97%以下に抑制する。 → 1.58% ○更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下（29,692千円）に抑制する。			

				→ 2,148千円 ○修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した就学者と連帯債務契約を締結（対象者の80％を達成目標とする）し、債権保全を強化する。 → 全員と連帯債務契約を締結 ○住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90％以下（46,141千円）に抑制する。 → 10,997千円 ⑥ 融資業務研修会について 元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、参加者の理解の促進と意見交換を目的として千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会を開催した。研修会では、業務方法書の改正内容と借入資格の承継手続について重点的に説明した。活発な質疑応答により参加者の理解を深めることができた。 ⑦ 法人資金の停止について 法人資金の貸付については、平成20年度以降、取扱いを停止している。 ⑧ その他 平成25年度業務実績評価において、漁業研修所を修学資金の対象機関に加えることを検討すべきとの意見があった。これについては、従前から法対象者を中心に要望があったところでもあり、検討を行った結果、平成27年度より北海道立の漁業研修所を修学資金の対象として加えることとした。		

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１	一般管理費の削減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価、行政事業レビュー	事業番号 0151

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費の削減率	対平成 24 年度比７％削減	43,302 千円	42,677 千円 （対 平成 24 年度比 1.4％削減）	42,061 千円 （対 平成 24 年度比 2.9％削減）	41,454 千円 （対 平成 24 年度比 4.3％削減）	40,856 千円 （対 平成 24 年度比 5.6％削減）	40,266 千円 （対 平成 24 年度比 7.0％削減）	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価 （見込評価）	主務大臣による評価 （期間実績評価）
	一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 29 年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成 24 年度）に対して、７％削減する。	一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 29 年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成 24 年度）に対して、7％削減する。	＜主な評価指標＞ 一般管理費の削減状況 ＜評価の視点＞ 事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか	＜主要な業務実績＞ 一般管理費（人件費及び一時経費を除く）については、事務の効率的、効果的な遂行に努めるとともに、各積み上げ方式による予算の作成・執行管理、役員会議・役職員の意思の疎通を図る事務局（事務所）連絡会議の定例的な開催、各種業務マニュアルの整備・活用、ペーパーレス化の推進を行った。 中期目標に基づき、毎年度、効率化を図っており、計画どおりに削減を進めた結果、削減目標７％を達成した。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 一般管理費については、中期目標期間における削減目標の達成に向けて、事務連絡会議等において役職員の意思疎通を図り、各種業務マニュアルの整備、ペーパーレス化の推進など様々な取り組みを行っている。その結果、現行中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）における７％減の達成に向けて、毎年度、着実に努力されており、平成 29 年度においては、中期目標に定められた削減率を達成する見込みである。 ＜今後の課題＞ 引き続き中期目標の水準を達成するべく、一般管理費の効率化を推進されたい。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 一般管理費については、事務連絡会議等において役職員の意思疎通を図り、各種業務マニュアルの整備、ペーパーレス化の推進など様々な業務の効率化の取組を通じ、中期目標掲げる７％減の目標を達成した。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―２	業務経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費の削減率	毎年度前年度比－１％	―	一般業務勘定 8,180 千円の効率化 貸付業務勘定 170 千円の効率化	一般業務勘定 8,367 千円（１％）の効率化 貸付業務勘定 168 千円（１％）の効率化	一般業務勘定 6,328 千円（１％）の効率化 貸付業務勘定 167 千円（１％）の効率化	一般業務勘定 6,693 千円（１％）の効率化 貸付業務勘定 165 千円（１％）の効率化	一般業務勘定 6,999 千円（１％）の効率化 貸付業務勘定 163 千円（１％）の効率化	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価（見込評価）	主務大臣による評価（期間実績評価）
業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比１％の経費の効率化を図る。	業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比１％の経費の効率化を図る。	＜主な定量的指標＞ 業務経費の効率化状況 ＜評価の視点＞ 評価項目に記載された各種支援事業等における経費の節約を行ったか	＜主要な業務実績＞ 業務経費の効率化については中期目標に基づき、毎年度、予算額から１％の効率化を図った上で、新規事業を加えた予算額となっており、効率化に努めている。 具体的な取組として、県民会議等に対する事業実施場所の公的施設の利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼び掛け、節約を要請するとともに、外部の関係機関等との連絡・連携の強化等を行うなど経費節減と効果的な事業の実施を図った。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 業務経費の効率化については、職員間の意思疎通を図るとともに、県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設の利用促進や各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について協会で一括調達・提供するなどの各種取組が認められる。 この結果として、新規事業を加えてもなお、毎年度、前年度比１％の効率化を達成しており、中期目標や中期計画における目標値に照らして、要求水準を満たす効率化が図られていると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 業務経費の効率化については、長期にわたり真摯に取り組んできており、限界にも達していることから、今後は、費用対効果や施策の有効性を勘案することが重	評定　B ＜評定に至った理由＞ 県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設の利用促進や各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について協会で一括調達・提供するなどの取組を通じ、新規事業を加えてもなお、毎年度、前年度比１％の効率化を達成した。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 業務経費の効率化については、長期にわたり真摯に取り組んできており、限界にも達していることから、今後は、第４期中期目標に定めた業務見直しを通じ、各事業の必要性、有

平成25年度	○ 一般業務勘定 平成 24 年度予算額（818,037 千円・一時経費除く）から１％（8,180 千円）の効率化を図った。 ○ 貸付業務勘定 平成 24 年度予算額（16,950 千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く）から１％（170 千円）の効率化を図った。
平成26年度	○ 一般業務勘定 平成 25 年度予算額（836,601 千円・一時経費除く）から１％（8,367 千円）の効率化を図った。 ○ 貸付業務勘定 平成 25 年度予算額（16,780 千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く）から１％（168 千円）の効率化を図った。
平成27年度	○ 一般業務勘定 平成 26 年度予算額（632,786 千円・一時経費除く）から１％（6,328 千円）の効率化を図った。 ○ 貸付業務勘定 平成 26 年度予算額（16,612 千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く）から１％（167 千円）の効率化を図った。
平成28年度	○ 一般業務勘定 平成 27 年度予算額（669,346 千円・一時経費除く）から１％（6,693 千円）の効率化を図った。 ○ 貸付業務勘定 平成 27 年度予算額（16,445 千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く）から１％（165 千円）の効率化を図った。
平成29年度	○ 一般業務勘定 平成 28 年度予算額（699,845 千円・一時経費除く）から１％（6,999 千円）の効率化を図った ○ 貸付業務勘定 平成 28 年度予算額（16,280 千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く）から１％（163 千円）の効率化を図った。

					要と思われる。	効性、費用対効果を洗い出し、同中期目標が掲げる目標に直結する取組を集中的に行っていくことが重要。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３	人件費の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	主な指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価（見込評価）	主務大臣による評価（期間実績評価）
人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	政府の方針を踏まえた人件費の見直し状況 ＜評価の視点＞ 国家公務員との比較指数を検証したか 検証結果及び取組状況を公表したか	＜主要な業務実績＞ 役職員の給与に関しては、政府の方針（人事院勧告等）に準じて給与規程の改正を適宜行っている。 給与水準については、毎年度、当協会職員給与水準と国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、国家公務員を 100 とした場合、当協会は、国家公務員の給与とほぼ同水準のラスパイレス指数である。 ただし、当協会の比較対象職員が東京都台東区及び札幌市に在勤していることから、特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレス指数、学歴を勘案したラスパイレス指数、そして地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数の全てにおいて、毎年度、国家公務員より低い水準となっている。また、この状況を協会ホームページで公表した。 ※国家公務員を 100 とした場合の当協会職員の地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数 平成 25 年度：94.2 平成 26 年度：92.8 平成 27 年度：92.8 平成 28 年度：87.8 平成 29 年度：93.0	評定：B ＜評定に至った理由＞ 役職員の給与に関しては人事院勧告等に準じて給与規定の改正を適宜行っていると認められる。 また、協会職員の給与については、既定の算定方法に基づいて給与基準の指数を適正に算定し、国家公務員の給与水準と比較を行っている。その結果、国家公務員を 100 とした場合、それとほぼ同水準又はそれよりも低い水準(25 年度：102.1、26 年度：103.0、27 年度：101.1、28 年度：96.6）を維持しており、適切であると認められる。また、協会事務所の立地が東京及び札幌にあること、高学歴者の割合等から、地域及び学歴を勘案した水準においては、国家公務員より低い水準（25 年度：94.2、26 年度：92.8、27 年度：92.8、28 年度：87.8）となっており、適切であると言える。 加えて、結果について、協会ホームページで公表しており、中期目標に照らして要求水準及び内容を満たす成果である。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 役職員の給与に関しては人事院勧告等に準じて給与規定の改正を適宜行っていると認められる。 また、協会職員の給与については、既定の算定方法に基づいて給与基準の指数を適正に算定し、国家公務員の給与水準と比較を行っている。その結果、国家公務員を 100 とした場合、それとほぼ同水準又はそれよりも低い水準（25 年度：102.1、26 年度：103.0、27 年度：101.1、28 年度：96.6、29 年度：100.1）を維持しており、適切であると認められる。また、協会事務所の立地が東京及び札幌にあること、高学歴者の割合等から、地域及び学歴を勘案した水準においては、国家公務員より低い水準（25 年度：94.2、26 年度：92.8、27 年度：92.8、28 年度：87.8、29 年度：93.0）となっており、

						適切であると言える。 　加えて、結果について、協会ホームページで公表しており、中期目標に照らして要求水準及び内容を満たす成果である。 ＜今後の課題＞ 　引き続き、職員の勤務成績を給与等に適切に反映するなどにより、職員の士気を向上させていくことも求められる。 ＜その他事項＞ 　特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―４	一般競争入札の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	一者応札・一者応募件数	０件	３件（24 年度）	０件	０件	２件	２件	１件	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					（見込評価）	（期間実績評価）
	契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う	契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施につ	一者応札・一者応募件数 随意契約等見直し計画（平成 22 年３月）に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、取組状況を公表したか 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施したか ＜評価の視点＞ 随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか 予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由	＜主要な業務実績＞ ○契約について 原則として一般競争入札によるものとし、競争性の確保、契約の適正化に努めた。また、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、協会の「調達等合理化計画」を策定し、着実に実施するとともに、ホームページにおいて公表している。 調達等合理化計画では、競争入札、随意契約、一者応札・一者応募を含めたその年度の調達の現状と要因分析、重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底、契約監視委員会の活用などを規定し、公平性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度「独立行政法人北方領土問題対策協会調達等合理化計画」を策定、公表したことが認められる。 本法人の契約については、あくまでも一般競争入札を原則としており、競争性のない随意契約については、必要性を確認の上、限定的に運用を行っており、随意契約となった理由についても合理性があると認められる。 一者応札・一者応募についても、平成 27 年度及び平成 28 年度において生じており、平成 29 年度においても見込まれているが、「一者応札、一者応募にかかる改善方策」における取組（公告期間の延長や仕様書の改善等）を適切に行っており、また、原因分析の上、次年度以降の契約へ活かそうという姿勢が認められる。 また、調達に関するガバナンスに関しては、監事監査の結果、入札・契約についての合理性が認められ、会計監査人からも財務諸表監査の枠内で監査を受けるとともに、随意契約審査委員会・総合評価審査委員会・契約関し委員会を設置するなどして、審査体制を適切に整備しつつ、その取組について適宜チ	評定　B ＜評定に至った理由＞ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度「独立行政法人北方領土問題対策協会調達等合理化計画」を策定、公表したことが認められる。 本法人の契約については、あくまでも一般競争入札を原則としており、競争性のない随意契約については、必要性を確認の上、限定的に運用を行っており、随意契約となった理由についても合理性があると認められる。 一者応札・一者応募については、平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度に該当があるが、「一者応札、一者応募にかかる改善方策」における取組（公告期間の延長や仕様書の改善等）を適切に行っており、また、原因分析の上、次年度以降の契約へ活かそうという姿勢も認められる。 また、調達に関するガバナンスに関しては、監事監査の結果、入札・契約についての合理性が認められ、会計監査人からも財務諸表監査の枠内で監査を受けるとともに、随意契約審査委員会・総合評

	場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする。	いてチェックを受けるものとする。また、引き続き一者応札の縮減のため、「一者応札・一者応募にかかる改善方策」（平成21 年６月協会決定）に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。	や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準としているか 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか 事務の実施状況について継続的に検証を行っているか 審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか		ェックしていることが認められる。 一般競争入札における公告期間・公告方法に係る規程・基準・総合評価方式、規格競争及び公募を実施する際の要領等についても、それぞれ適切に整備していることが認められる。 以上の点から、目標の水準を満たしていることが認められる。 ＜今後の課題＞ 一者応札・一者応募については、極力発生しないよう、引き続き、次期中期目標期間においても改善に努められたい。 ＜その他事項＞ 特になし。	価審査委員会・契約関し委員会を設置するなどして、審査体制を適切に整備しつつ、その取組について適宜チェックしていることが認められる。 一般競争入札における公告期間・公告方法に係る規程・基準・総合評価方式、規格競争及び公募を実施する際の要領等についても、それぞれ適切に整備していることが認められる。 以上の点から、目標の水準を満たしていることが認められる。 ＜今後の課題＞ 一者応札・一者応募については、極力発生しないよう、引き続き、第４期中期目標期間においても様々な工夫を検討し、改善に努められたい。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―５	内部統制		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
				評定　B	評定　C	
内部統制については、更に充実･強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。	「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内	＜評価の視点＞ コンプライアンスの推進に関する規程を整備し、その徹底を図っているか 定期的な部内連絡会議を実施し、日常的にモニタリングを行っているか 財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討したか 理事長は、協会の内部統制の現状等を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するため	＜主要な業務実績＞ ○コンプライアンス・内部統制の推進・強化について 内部統制に関し、コンプライアンスの実践の徹底を図るとともに、関係法令及び内部規程等に関して、日常の業務において徹底して事務を推進するよう、研修や事務局（事務所）会議などの機会を捉えて、役職員に注意喚起を行った。 また、通則法改正（平成 27 年４月施行）により業務方法書に内部統制に関する基本方針、法人運営に関する基本的事項、中期計画等の策定及び評価に関する事項、内部統制の推進に関する事項に関する規程等を整備することを盛り込むこととなり、また、これに基づき諸規程の制定及び改正を行い、これらに従い協会内のコンプライアンスの確保、その他、独立行政法人の業務の適正を確保することに努めた。 協会は、常勤職員の定員が 17 名（平成 29 年度末時点）と小規模な組織であるので、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起しているほか、定例の役員も出席する事務局（事務所）会議などを通じて、日頃より理事長が組織運営方針等を役職員に伝えるとともに、現状をモニタリングするなど、常に理事長がリーダーシップを発揮できる環境づくりに努めている。 協会法に明確に定められているミッション達成に当たり、常に法令遵守を徹底し、我が国の方針の転換及びロシアの対日政策の変更が最も大きなリスクと	＜評定に至った理由＞ コンプライアンス規程を始めとする各種規程を整備し、日々の業務において法令遵守を徹底するよう努めていることが認められる。 コンプライアンスの遵守については、定期的に開催する連絡会議の場において、コンプライアンスについて職員に注意喚起を行っている。また、理事長は内部統制の現状を把握するため、総括管理者（事務局長）から定期的に報告を受けており、加えて、総括管理者は、各課等の責任者から定期的に内部統制の現状等の報告を受ける仕組みになっており、日常的に現状の確認（モニタリング）が行われており、内部統制・ガバナンス強化に向けた着実な取組が認められる。 また、財務諸表監査における監事及び会計監査人からの意見、コンプライアンス委員会からの意見、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容についても、連絡会議の機会を利用して職員に周知を行っていることが認められる。 小規模な組織という点を生かし、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起し、定例の役員も同席する事務局（事務所）会議	＜評定に至った理由＞ 以下の内容を総合的に勘案し、評定は「C」とした。 コンプライアンス規程の整備、コンプライアンスに関する役職員向け研修の実施、コンプライアンス遵守について定期的に開催する連絡会議の場における職員への注意喚起など、法令遵守の徹底に努める日頃からの取組は認められる。 しかしながら、平成 29 年度において、元嘱託職員から時間外労働の未払賃金請求を受け、未払賃金を支払うという事案が発生した。当該事案に対しては、嘱託職員の超過勤務手当について疑義が生じないよう必要な規程の改正を行い、再発防止に努めたことが認められたことも踏まえ、内部統制の項目別評定はＣと評価した。 ＜今後の課題＞ 時間外労働の賃金未払い事案を重く受け止め、新理事長の下で、引き続きコンプライアンスの徹底が求められる。	

		部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。	の計画が適切に作成されているか 理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか 監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対する報告をしているか	なるため、内的、外的な環境変化には細心の注意を払い、変化があった場合には直ちに主務府省や関係機関等と密接に連絡を取り、適切に対処している。 理事長のマネジメントの推進のため、中期計画（5年間）と毎年度設定する年度計画をブレークダウンした各部署のアクションプランを詳細に設定し、そのモニタリングについては、業務全般については総務担当、会計業務については会計担当が実施している。また、一つのプラン終了ごとに結果を報告させ、検証を行い次年度のアクションプランの策定、実施に反映すべく努めている。 通則法改正（平成27年4月施行）に伴い、中期画等の策定過程、進捗管理体制、進捗状況のモニタリング等を規定する「中期計画等の策定及び評価に関する規程」を定め、平成27年度から「中期計画等進捗管理及び評価委員会」を開催し、中期計画の進捗状況、各年度の業務実績評価についての状況把握・検証を行い、中期計画等の進捗の把握に努めた。 理事長は、内部統制の現状を把握するため、事務局長から定期的に報告を受けている。また、事務局長は、各課等の責任者から定期的に内部統制の現状等の報告を受ける仕組みとしている。 コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス委員会を開催し、外部有識者を含めた委員の意見を聴取し、活発な意見の交換を行い、アドバイスをいただいた。 会計監査人及び監事とのディスカッション、意見交換など、あらゆる機会を通じて内部統制の現状の把握とコンプライアンスの浸透に努めている。 理事長のマネジメントを検証する監事による監査は、監事が日常より理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーションを図りつつ現状と実情の把握に努めており、監事監査の際にも各担当から実情の聴取、決裁書類、保有個人情報等の管理状況等の監査の結果は理事長を始め役員に報告している。なお、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取などを実施している。	などを通じて、日常より理事長が組織運営方針等を役職員に伝えて、リーダーシップを発揮できる環境整備を行っていることが認められる。 このように理事長は、小規模な組織としての利点を活かして内部統制の現状等について適切に把握し、リーダーシップを発揮していると認められる。 各部署のアクションプランを設けて、モニタリングを実施し、結果についての報告、次年度への反映に努めるなどの取組が認められる。 理事長のマネジメントに対する検証を監事監査の際に行い、監事より監査結果の報告等が適切に行われているものと認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	＜その他事項＞ 特になし。

				通則法改正（平成 27 年４月施行）に伴い、監事の機能強化等による法人内部のガバナンスの強化が図られたことに伴い、理事長と常時意思疎通を図るとともに、会計監査人との連携、業務執行の意思決定に係る文書の閲覧・調査等を行い、理事長のマネジメントに関する検証を行っている。		

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―６	運営費交付金金額策定		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					（見込評価）	（期間実績評価）
					評定　B	評定　B
	「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	＜評価の視点＞ 運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか 決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか	＜主要な業務実績＞ 運営費交付金債務残高を踏まえ、厳格に算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を法令等に基づき、官報、ホームページなどで公表するとともに、事務所に常設するなどの公表を行うことにより、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。	＜評定に至った理由＞ 運営費交付金については、中期計画に記載されている算定ルールに基づき算定されている。また、財務内容については官報、協会ホームページなどで公表するとともに、事務所に常設するなど、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めていると認められることから、中期計画等に照らして、要求内容を満たす実績を上げていくことが認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	＜評定に至った理由＞ 運営費交付金については、中期計画に記載されている算定ルールに基づき算定されている。また、財務内容については官報、協会ホームページなどで公表するとともに、事務所に常設するなど、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めていると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―１	一般業務勘定		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額	５千万円	―	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
「２.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間５千万円とする。	＜主な定量的指標＞ 運営費交付金に係る短期借入金額 ＜評価の視点＞ 短期借入金の借入を行う理由とその使途は適正か 短期借入金の金額は適正か	＜主要な業務実績＞ 該当なし	評定　― ＜評定に至った理由＞ 短期借入金がないため、評価の対象外。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　― ＜評定に至った理由＞ 短期借入金がないため、評価の対象外。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―２	貸付業務勘定		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額	年間 14 億円以内	―	7 億 9,000 万円	7 億 4,000 万円	5 億 3,000 万円	4 億 5,000 万円	4 億 500 万円	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間 14 億円とする。	＜主な定量的指標＞ 貸付事業に係る短期借入金額 ＜評価の視点＞ 短期借入金の借入を行うこととした理由、その使途は適正か 短期借入金の金額は適正か	＜主要な業務実績＞ 貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れており、毎年度、資金計画で予定していた額より少ない額を借り入れた。これにより、短期借入金利息の支払いを節減することができた。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 短期借入金においては、貸付業務勘定で目的を限定し、限度額以下の借入を行ったのみであり、その借入金額については中期目標等における水準に達しないものであったことから、中期目標等に照らして要求内容を満たす実績であると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れており、毎年度、資金計画で予定していた額より少ない額を借り入れ、これにより、短期借入金利息の支払いを節減することができたことが認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―１	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価･行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金の借入先金融機関への担保に供する基金資産額	10 億円	―	10 億円	10 億円	10 億円	10 億円	10 億円	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。	＜主な定量的指標＞ 担保に供する基金資産額 ＜その他の指標＞ 担保の差入れ先の選定は妥当か ＜評価の視点＞ 担保の提供方法は妥当か 低利な資金調達が可能となっているか	＜主要な業務実績＞ 設立時に国から交付された10 億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間１年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定しており、現在の預入先は、北洋銀行４億円、北海道信漁連２億5,000 万円、信金中央金庫１億960 万円、三菱ＵＦＪ銀行１億円、大地みらい信用金庫１億4,040 万円としている。貸付金原資の確保のために毎年継続的に長期借入金をすることが想定されることから、担保の提供方法は、根質権としている。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 対象者に対する融資業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金として国から交付された 10 億円については、低利な資金調達を可能にするため､長期借入金の借入先金融機関に対し担保として供している｡その内訳としては北洋銀行４億円、北海道信漁連 2.5 億円、信金中央金庫 1.1 億円、三菱東京 UFJ 銀行１億円、大地みらい信用金庫１億円となっており､資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定していることから、差入れ先の選定は妥当である。 また､提供方法についても､継続的な長期借入金の借入れを想定して根質権を設定するなど安定的な資金調達を企図しており､妥当であると認められる｡担保に供する金額についても中期計画等の記載と同水準である。 これらのことから、計画等に照らして要求内容を満たすものであると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 対象者に対する融資業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金として国から交付された 10 億円については、低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し担保として供している。その内訳としては北洋銀行４億円、北海道信漁連 2.5 億円、信金中央金庫 1.1 億円、三菱 UFJ 銀行１億円、大地みらい信用金庫１億円となっており、資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定していることから、差入れ先の選定は妥当である。 また､提供方法についても､継続的な長期借入金の借入れを想定して根質権を設定するなど安定的な資金調達を企図しており、妥当であると認められる。担保に供する金額についても中期計画等の記載と同水準である。 これらのことから、計画等に照らして要求内容を満たすものであると認められる。

						＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―２	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					（見込評価）	（期間実績評価）
	「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	職員の研修機会を設けたか ＜評価の視点＞ 剰余金の使途は適正か	＜主要な業務実績＞ 該当なし	評定　― ＜評定に至った理由＞ 剰余金がないため、評価の対象外。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　― ＜評定に至った理由＞ 剰余金がないため、評価の対象外。 ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―３	施設及び整備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					（見込評価）	（期間実績評価）
		羅臼国後展望塔について必要な改修を行う。	展望塔について必要な改修を行ったか	＜主要な業務実績＞ 羅臼国後展望塔の改修について、平成25年８月までに設計図を完成させたが、同年８月から11月までの間の道東地区の異常気象により大きな被害を受けたことを踏まえ、再度検討を行った結果、平成26年度に予算を繰り越して改めて改修を行うこととし、平成26年11月に改修工事が完了した。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 羅臼国後展望塔の改修について、異常気象によりやむを得ず予算の繰り越し及び設計を見直すこととなったが、平成26年11月に工事を完了し、必要な改修が行われたと認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 羅臼国後展望塔の改修について、異常気象によりやむを得ず予算の繰り越し及び設計を見直すこととなったが、平成26年11月に工事を完了し、必要な改修が行われたと認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―４	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。 また、事業の円滑な実施のため、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。	① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。	＜その他の指標＞ 職員の適性に応じた人員配置がされているか 職員のロシア語習得の推進や各研修会への派遣など業務上必要な知識・技術向上を目指しているか ＜評価の視点＞ 職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図れているか	＜主要な業務実績＞ 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）の組織を目指し、スタッフ制を採用しており、職員の適性を見極めながら人員配置を行うよう努めた。また、各職員はロシア語会話集を用いてロシア語の勉強を行い、新たに職員を採用した際は、ロシア語の素養がある者を採用した。なお、期末の常勤職員数は期首を上回らなかった。 組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすことによって、事務の円滑な遂行かつ業務効率の向上を図っている。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 極めて限られた人数の中で、スタッフ制を採用し、人員の配置については、事業ごとの内容を検証しつつ、業務への対応状況や語学力等、能力の適性を見極めながら適切な配置を行っている。 また、職員のロシア語習得の推進や、各種研修会への職員の積極的な派遣などにより、職員の能力向上の推進に努めるなど、最大限の努力を行っていると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 極めて限られた人数の中で、スタッフ制を採用し、人員の配置については、事業ごとの内容を検証しつつ、業務への対応状況や語学力等、能力の適性を見極めながら適切な配置を行っている。 また、職員のロシア語習得の推進や、各種研修会への職員の積極的な派遣などにより、職員の能力向上の推進に努めるなど、最大限の努力を行っていると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―５	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
	中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間にわたっての契約状況	＜主要な業務実績＞ 該当なし	評定　― ＜評定に至った理由＞ 次期中期目標期間にわたって契約を行っていないので評価対象外。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　― ＜評定に至った理由＞ 次期中期目標期間にわたって契約を行っていないので評価対象外。 ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―６	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				（見込評価）	（期間実績評価）	
政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。	政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。	情報セキュリティ対策の実施 ＜評価の視点＞ 情報セキュリティ対策の向上が図られているか	＜主要な業務実績＞ 情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティ水準を引き上げるほか、関係府省等からの通知等を役職員等全員に周知・徹底し、これを踏まえ、緊急時の措置、連絡体制等について改めて検討を行うなど、情報セキュリティ対策の確認・整備等を行った。 また、情報セキュリティへの意識の向上を図るための研修の実施・参加を行ったことにより、職員等に情報セキュリティ対策の重要性についての意識の向上 を図っている。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 政府の方針を踏まえ、職員に対して情報セキュリティに関して内部及び外部での研修を行うなど、職員の意識向上に努めたと認められる。 また、「保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を始めとする各種規程等を制定、改正するなど、個人情報等の適切な管理等のための体制を整備・強化したことにより、セキュリティ対策の向上を図ったと認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 政府の方針を踏まえ、職員に対して情報セキュリティに関して内部及び外部での研修を行うなど、職員の意識向上に努めたと認められる。 また、「保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を始めとする各種規程等を制定、改正するなど、個人情報等の適切な管理等のための体制を整備・強化したことにより、セキュリティ対策の向上を図ったと認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

４．その他参考情報